

## 第3部 今後の課題と方向

府域の環境問題は、依然として都市・生活型公害や増大する廃棄物の克服が課題であり、また、二酸化炭素の大量排出に伴う地球温暖化現象に代表されるように、府域の人為的な活動が地球的規模で影響を及ぼしている現象も現れている。一方、豊かでうるおいのある緑や水辺に代表される快適空間や美しい景観の創造、さらには文化や伝統も視野にいれた、より質の高い環境を保持し創造していかなければならない状況にある。

この状況を踏まえて講じた諸施策については個々の施策目標に対して一定の成果を上げているものの、環境の状況を全体としてさらに改善するには、それぞれの施策の効果を高めるとともに、相互に連携した取組強化が不可欠である。加えて、大阪府環境総合計画に掲げた長期的な目標の実現に向け、同計画の進捗状況を適切に把握するとともに、経済的手法をとりいれた環境施策のあり方など新たな施策の展開についても検討を進める必要がある。

このようなことから、環境総合計画で体系化した環境の保全及び創造に関する施策についての今後の課題と方向を第3部としてとりまとめた。

また、府域の環境の今日的な状況として、本年6月にニューヨークで「国連環境開発特別総会」が開催されたのをはじめ、12月に京都で「気候変動枠組条約第3回締約国会議（UNFCCC・COP3）」が予定されるなど地球規模の環境問題と「地球温暖化防止」をテーマとする取組が注目されていること、ダイオキシンをはじめ微量有害化学物質による環境汚染に対する未然防止を図る主体的な取組が必要となってきたこと、環境保全を促す行動の動機づけとなる取組が重要となってきたことが挙げられる。従って、これらの今日的な環境の状況に対処するため、次のような観点からの施策について横断的に取組を進める。

### I 地球温暖化防止に向けた取組

本年12月にはCOP3が開催され、2000年以降の地球温暖化防止の取組について、具体的な削減目標を持った法的文書が採択される予定である。この会議の開催を契機に、地球温暖化防止対策への府民意識の一層の向上を図り、府民一人ひとりが自らの問題として対策に取り組む必要がある。

また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制の方途として、自然エネルギー・未利用エネルギーの活用を促進するとともに、「生産」、「流通」、「消費」の各段階において、省エネルギー・廃棄物の減量化など資源・エネルギーの効率的利用を徹底することが不可欠である。

これまで、府としては、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」や「環境にやさしい大阪府庁行動計画」の推進に積極的に取り組んできたところであるが、新たに省資源・省エネルギーの導入効果や自然エネルギー・未利用エネルギー活用方策を踏まえた「エコエネルギー都市・大阪計画」及び家庭・オフィスを対象とした「地球温暖化防止行動ガイドライン」の策定を通じ、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会に代わる省資源・省エネルギー型社会、環境負荷の少ない循環型システムへの変革を推進していく必要がある。

## II 微量有害化学物質による環境汚染の未然防止に向けた取組

大気汚染防止法の改正により指定されたベンゼンなどの有害な化学物質については早急に実態把握を行う必要がある。とりわけ、発生源が多岐にわたり、広範囲にわたる毒性影響が報告されているダイオキシン類については環境中の挙動を明らかにし、発生源とされる施設の排出実態調査を早急に行うとともに、大気質、水質や食品、母乳等に含まれるダイオキシン濃度等に関する環境等の調査を行う必要がある。

また、新たな化学物質による環境汚染対策の検討にあたっては、その有害性について評価をする必要がある。その際には、できる限り知見の集積に努め、環境の保全上の影響を評価し、人の活動による環境負荷が大気、水質、土壌など様々な環境媒体を通じて与える影響の程度を極力定量的に把握することに努め、環境汚染の発生を未然に防止することを基調とした発生源対策をはじめとする総合的な対策を実施する必要がある。

## III 環境学習の一層の推進に向けた取組

大規模な発生源による産業公害から、都市・生活型公害や地球環境問題へと環境問題の構造が変化したことと伴い、大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルの変革が求められている。一人ひとりが環境保全の重要性を理解し、それが環境保全のための自主的な行動に結びつくよう、家庭・学校・職場・地域など社会のあらゆる場において、また、幼児からお年寄りに至るあらゆるライフステージに応じて、様々な学習資料・環境情報、学習機会の提供や人材育成などの環境学習を推進する施策に体系的に取り組む必要がある。

## 第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

今日の広範な環境問題に対する基本的施策として、府の機関相互の連携・調整を図る推進体制や行政・事業者・府民等との協働による推進体制を整備するとともに、規制的手法や環境影響評価、環境教育等の各種施策手法を適切に組み合わせ、施策の効果を高めることが求められている。

このような状況に対して、「大阪府環境行政推進会議」や「豊かな環境づくり大阪府民会議」を活用して、府の関係機関の相互の連携、市町村、事業者、府民、民間団体等の相互の連携を図るとともに、規制的手法の活用、環境影響評価の推進などを通じた事業活動における環境への配慮の促進、社会のすべての構成員が自主的に環境問題に取り組む活動を支援するための環境教育の推進、環境情報の活用、調査研究の推進などの基本的施策を体系化して、環境総合計画として取りまとめ、施策を相互に連携して展開することとした。

今後はさらに、以下の課題の解決に向けて施策を推進していく。

### 第1節 総合的・計画的な施策推進

平成8年度までを計画期間とした第5次大阪地域公害防止計画の進捗状況等を踏まえて、第6次大阪地域公害防止計画の策定にあたっては、改善の進んでいない環境問題に対する施策の見直しを行うとともに、広域的な問題や地球環境問題等の新たな課題に対しても、近隣の対象地域との連携による取組を図るなど効果的な施策を取り入れていく。

### 第2節 事業活動における環境への配慮

公害防止のための排出規制などの各種の規制的手法は、これまで基本的手法として広範に活用され、環境保全上一定の成果を発揮してきたが、さらに、法令の改正に伴う新たな有害化学物質への対応として、検査分析体制の整備、技術力の向上による分析精度の確保などの新たな取組を適正に実施していく。

大規模事業が環境に著しい影響を及ぼすことがないよう環境影響評価の手続を定めた「大阪府環境影響評価要綱」は、府域の環境保全に一定の成果を挙げるとともに、制度としての定着をみているところであるが、平成9年6月に環境影響評価法が制定されたことを踏まえ、早い段階での環境影響評価、情報の公開や住民参加の在り方、監視を含めた事後の措置など、本府における環境影響評価制度の在り方について大阪府環境審議会に諮問し、手続面・制度面の見直しを含め条例化の検討を進める。

関西国際空港及びその関連事業については、「関西国際空港環境監視機構」（会長：知事）において、事業主体が実施する環境監視データ等を収集・検討し、必要に応じて対策を要請・勧告してきたが、さらに、今後の航空機離発着回数や自動車交通量の増加等に伴い、環境面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、事業者等に対する各種の働きかけを行う。

また、大規模な埋立処分事業である大阪湾圏域広域処理場整備事業については、「大阪府域環境保全協

議会」において、地域住民の生活環境の保全を図るよう大阪湾広域臨海環境整備センターを指導する。

経済活動の主要な担い手である事業者に対しては、環境負荷を低減させるため、国際標準化機構（ISO）が中心となって自主的な環境マネジメントシステム・環境監査が規格化されたのをはじめ、環境ラベル、環境パフォーマンス評価等の規格化の検討が進められている。府としても、事業者自らが事業活動に伴う環境への負荷の低減を図り、事業活動が豊かな環境の保全及び創造に結びつくよう、「環境総括責任者」の設置を製造業、建設業を中心に促進してきたが、さらに、運輸業などに対しても設置の促進を図る。一方、府も事業者、消費者の面をもつことから、平成8年度に策定した「環境にやさしい大阪府庁行動計画」に基づき府が率先して省エネルギー、グリーン購入等について取り組む。また、豊かな環境づくりに向けた活動の輪が広がるよう、インターネットを利用した「かんきょう交流ルーム」を通して府民、事業者等の情報交換を促進し、自主的な活動を支援する。

### 第3節 自主的な活動の推進

これまで教員向けの環境教育手引書の作成や親と子の環境講座の開催など多様な環境教育・啓発事業を実施してきたが、さらに、府民一人ひとりが環境問題への理解を深め、実践活動を通じて、ライフスタイルの見直しや社会経済システムの変革につながるよう、環境教育を実践するうえで効果的なパソコンソフトの開発をはじめ、小学校の教員向けの環境学習ハンドブックの概要版の作成、身近なところの環境問題についての社会教育テレビ番組の制作など人材育成、情報提供、基盤の整備など府民の自主的な活動を支援する施策の充実を図る。

また、環境教育・学習を一体的に推進するため府としての環境学習のあり方を示す指針の策定について検討する。

中小企業の自主的な環境保全活動の支援としては、（財）大阪中小企業情報センターにおいて、産業廃棄物のリサイクルや省エネルギーに関する情報提供を充実してきたが、さらに、中小企業者の環境に対する意識の向上を図るために、地球環境問題の重要性のPRに努める。

### 第4節 環境情報の活用

これまで環境モニタリングの充実及び環境情報システムの整備を進めてきたが、発生源、環境質のモニタリングに加えて、人工衛星データを用いた広域の都市環境モニタリングの手法を検討するとともに、解析・予測等に必要なデータの整備や検索表示機能の強化、インターネットなどのコンピュータネットワークを利用した環境に関する情報の発信機能の拡充を図るなど情報提供機能の充実を図る。

### 第5節 調査研究の推進

公害監視センター、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場等の府立の試験研究機関や府立大学を中心として、広範な調査研究を実施してきたが、さらに、環境

の保全及び創造の観点から、新たな課題に対応した調査研究を行う。特に、省資源・省エネルギーの推進をはじめ、健全な水や物質の循環が行われる環境未来社会を目指した取組を推進していくため、環境に関する実証研究、体験学習の場の検討を進めるとともに、将来的には、環境にやさしいライフスタイルを誘導する環境教育や開発途上国への環境保全技術の移転などにも対応できる拠点のあり方の検討を進める。

## 第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

大気、水、土壤等は我々の日常的な生活に直に接する環境事象であり、これらを良好な状態に保持することは、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会を実現していくうえで欠くことのできない重要な条件である。

府域ではこれまで深刻な産業公害を経験し、これを克服することでより豊かな生活環境を築き上げてきた歴史がある。しかし、生活様式の多様化や社会システムの変化、科学技術の進展等を背景とした新たな公害問題も顕在化しており、今後も継続して必要な対策を行い生活環境を保全する必要がある。従って、環境総合計画に示す施策の大綱に沿って、以下の課題の解決に向けて施策を推進していく。

### 第1節 自動車公害の防止

近年の車社会の進展に伴う自動車保有台数の増加や都心部への自動車交通の集中は、排出ガスによる大気汚染や騒音等の深刻な自動車公害をもたらし、平成7年7月には、自動車公害に対する国等による対策の必要性を認めた司法判断がなされるなど、その改善が現下の急務となっている。

このため、行政機関、事業者、府民等が相互に連携し、より低公害な自動車への転換、自動車使用の合理化、道路環境の改善などの自動車公害防止対策の総合的な推進が求められており、排出ガスや騒音を低減するための最も基本的な対策である自動車1台毎の単体規制について、排出ガスの一層の規制強化や未規制自動車対策及び中央環境審議会の答申「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策関係）（平成7年2月）」等を踏まえた第2段階規制以降の自動車騒音の大きさの許容限度の強化が早期に実施されるよう国に求めていく。

また、平成5年11月に策定した「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」に基づき、単体規制の推進はもとより、車種規制の実施、低公害車の普及促進、物流・人流・交通流対策等の諸施策を関係機関の連携の下に総合的に推進するとともに、個別の事業者に対する自動車排出窒素酸化物の削減指導や京阪神6府県市共同による低NOx車の普及促進など、府域における窒素酸化物削減対策をより一層強力に推進する。併せて、各種対策の進捗状況を見極めながら、必要に応じ新たな対策について検討する。また、局地的に窒素酸化物濃度や騒音レベルの高い交差点等においては、「大阪府域新渋滞対策プログラム」、「大阪府道路整備長期計画（レインボーパンク21）」に基づき、順次、渋滞交差点の立体交差化、バイパス道路の整備等の地域の実情に応じた道路構造の改良、環境施設帯等の緩衝帯の確保など沿道環境改善方策の導入を推進するとともに、土壌や光触媒を活用した大気浄化システムの早期実用化を図る。主要幹線道路については、安全かつ円滑な交通流を確保するため信号制御機の高度化、交通情報板等の整備をはじめ光学式車両感知器による交通情報システムの開発を推進し、渋滞の緩和を図る。

総量削減計画に基づく諸施策の進捗状況については「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」などにより進行管理を行うとともに、引き続き環境濃度や窒素酸化物排出量について状況把握に努める。

さらに、自動車交通量の抑制を図るために毎月20日に実施しているノーマイカーデーや不要なアイドリ

ングの停止運動などの府民運動を「大阪自動車公害対策推進会議」等の諸活動を通じて府民、事業者とともに展開する。

自動車から排出されるベンゼン等の有害大気汚染物質については、その排出・汚染実態の把握に努め、国等と連携しながら低減対策を検討する。

自動車騒音については、関係機関で構成する「大阪府道路環境対策連絡会議」において策定された「大阪府域の沿道環境対策について」に基づき、自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策を中心とした総合的な対策を推進する。

## 第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

近年の経済活動や生活様式の変化に伴い、廃棄物の発生量が増加し、その種類も多様化しており、適正処理の確保が困難となっている。また、面積が狭く、都市化が進んでいる府域においては、廃棄物処理施設の確保が困難になるなど、廃棄物を取り巻く状況は深刻なものとなっており、廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を保全するという従来からの取組に加えて、省資源・省エネルギーや地球環境保全の視点から多角的な取組が求められている。

このため、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という社会のあり方を見直し、製品の開発、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において、廃棄物の発生抑制やリサイクルが行われる社会経済システムを構築していく必要がある。そこで、まず廃棄物の発生を抑制し、次に再使用、再生利用やエネルギーとしての利用を行うなどリサイクルを進め、最後に利用できない廃棄物について適正に最終処分を行うことを基本とし、事業者、府民、行政が責任を適切に分担してこれらに取り組むことにより、「廃棄物のなくなる（ゼロエミッション）社会」の実現を目指した施策を総合的に展開することとした。

廃棄物の発生抑制については、「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の実践啓発や「リサイクルフェア」の開催等を通じて、生活様式の見直し、事業者による製品の生産・流通等の各段階における発生抑制や再生利用等が容易な製品づくりを促進する。

リサイクルの推進については、廃家電リサイクル事業を行うとともに、平成7年6月に公布された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき平成8年11月に策定した「大阪府分別収集促進計画」により、広域的な視点から市町村への助言・指導等に努める。また、リサイクルセンター・リサイクル関連施設等の整備を促進するとともに、再使用、再生利用を推進するため、リサイクルルートの確保と府民意識の向上を図る。

現在はパイロットプラントでの試作段階であるが、水道残渣を園芸用土に加工することにより、浄水処理過程で発生する廃棄物の減量化、有効利用を図ることとしており、今後は製品単価の低減や需要の拡大を目指すとともに、園芸用土以外への活用方途についても検討を進める。

廃棄物の適正な処理の推進については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「大阪府産業廃棄物管理計画」に基づき、排出事業者・処理業者等への指導を徹底するとともに、市町村が行うごみ処理施設の計画的な整備や維持管理について、ダイオキシンの排出抑制なども含めた技術的な援助等を行う。また、堺第7-3区における廃棄物埋立処分事業を引き続き実施するとともに、近畿の関係府県と協力して、フ

## エニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）を促進する

さらに、廃棄物の適正管理（発生抑制、リサイクル、適正処理）のための基盤づくりを進めるため、ウェイストデータバンクの充実を図るとともに、近畿圏産業廃棄物情報管理ネットワーク事業への参画と産業廃棄物発生量等の推計手法の検討を行う。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正や国の建設廃棄物処理ガイドライン改訂の動向を踏まえつつ、「建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」の改訂の検討を行い、関係者に対して周知を行う。さらに、「さんぱいフォーラム」や「不法投棄防止推進事業」を実施するとともに、「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」等を通じて、府民や事業者に対する実践啓発活動を行う。

また、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、施設の信頼性・安定性の向上及び不法投棄対策等の総合的な対策として平成9年6月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正・公布されたが、この法改正にあわせ、排出事業者・処理業者等に対し産業廃棄物の適正管理を指導していく。

## 第3節 大気環境の保全

大気環境については、法・条例等に基づく工場・事業場に対する排出規制及び削減指導、自動車排出ガス対策等の大気汚染対策を推進してきた結果、二酸化硫黄及び一酸化炭素については相当の改善がみられ環境保全目標を達成したが、二酸化窒素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質については、未だ環境保全目標が達成されていない。

このような状況に対して、引き続き法・条例等に基づき、きめ細かな規制・指導を行うとともに、関係部局と連携し、地域冷暖房システムの導入促進によるエネルギーの有効利用を図るなどの地球環境の保全にも資する施策について、環境総合計画において体系づけ、大気汚染物質の排出抑制を図ることとした。

今後はさらに、電気事業法の改正（平成7年12月施行）により、一般企業による卸発電事業への参入、中小規模施設による電力供給が増加する可能性があり、これらの立地計画の具体化に備え、大気汚染防止対策について指導するとともに、新たな大規模発生源に対しては環境影響評価制度を適正に運用するなど大気汚染物質の排出抑制に努める。

大気汚染物質の削減対策について、窒素酸化物については、工場等に対する法や要綱に基づく規制・指導を引き続き積極的に実施し、排出抑制を図っていく。さらに、中小工場や一般家庭などの群小発生源に対しても、低NO<sub>x</sub>機器の普及促進、良質燃料の使用や省エネルギー等のエネルギー面の対策も含めた、きめ細かい対策を講じて、環境基準の早期達成を目指す。また、浮遊粒子状物質については、モニタリング体制の整備及び発生機構や発生源別の寄与等の解明に努めるとともに、工場・事業場からのばいじんや粉じんの排出抑制や、自動車から排出される粒子状物質の低減等の対策を推進する。

悪臭防止対策については、悪臭を発生させないように事業者等の意識高揚を図っていくとともに、規制事務が委任されている市町村に対し、悪臭防止法の改正（平成8年4月施行）により導入された嗅覚測定法の活用等、適切な技術的助言・指導を行う。また、生活環境保全条例に基づき、ゴム、皮革、ピッチ、合成樹脂等の屋外燃焼行為に対する規制を行うとともに、他の物質の屋外燃焼行為による苦情に対する指導方法等の検討を行う。

大気汚染防止法の改正（平成8年5月）により有害大気汚染物質についての基本的枠組みが構築されたことから、環境基準が設定されたベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質をはじめその他の有害大気汚染物質についてモニタリングを実施して環境中の濃度を把握し、排出抑制対策を推進することとする。また、ダイオキシンについては、法律の整備にあわせ、廃棄物焼却施設等に対し排出抑制指導を徹底するとともに、環境モニタリングを実施して汚染実態の把握に努める。

## 第4節 水環境の保全

水環境については、法・条例に基づく工場・事業場に対する規制や普及率7割を超えた下水道によりかなり改善されてきたが、河川の水質は、代表的な汚濁指標であるBODでみると、依然として過半数の河川で環境保全目標を達成していない。とりわけ、大和川及びその支川の一部、寝屋川水系、泉州諸河川で汚濁が著しい。また、近年、有害化学物質による汚染も懸念されることから、水道水源に対して、より質の高い安全な原水の確保が求められている。さらに、河川をとりまく環境に対しても、生態系に配慮した多自然型河川や都市空間において安らぎの場となる親水空間、潤いのある美しい水環境が求められてきている。

一方、大阪湾の水質は、平成6年度を目標とした、第3次「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」及び第3次「燐及びその化合物に係る削減指導方針」のそれぞれの目標を達成したもの、依然として、大阪市、堺市地先等のいわゆる湾奥部を除いて、海域の代表的な汚濁指標であるCODの環境保全目標を達成しておらず、また、窒素、燐の濃度も高く、富栄養化の状況が続いている。

このような状況に対して、法・条例に基づく規制・指導を徹底するほか、関連機関と連携し、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及、農業集落排水処理施設の設置等の生活排水対策とともに、河川等の浄化機能の維持及び向上、地域の特性に応じた地下水のかん養や、雨水浸透、雨水貯留等水の循環の改善による河川等の水質を保全するための対策（水循環アクションプログラム）、さらに、多様な生態系を含んだ自然環境の保全、回復及び活用等を図り、自然と共生する豊かな水環境を創造する施策を環境総合計画に体系づけ、総合的に推進することとしている。

河川の水質改善については、汚濁の主たる原因である生活排水の対策が重要であり、従来から下水道を中心に対策を推進してきたところであるが、今後はさらに、2001年に向け、生活排水の適正処理100%達成を目標に対策を計画的に推進する。特に、大和川流域など、生活排水対策重点地域の指定が必要である地域の検討を行い、また、生活排水対策推進計画策定や生活排水対策指導員育成事業を行う市町村に対して補助をしていく。さらに府民団体との連携による研修会や各種啓発活動等を通じて、一人ひとりが水を汚さないという府民意識の向上を図るなど、府、市町村と住民が一体となって生活排水対策を進める。

下水道については、2001年に普及率を概ね90%に高めるため、流域下水道の幹線管渠の概成を目指すとともに、普及率の低い大和川以南の市町村の公共下水道整備を促進する。また、都市における健全な水循環の構築を目指し、処理水の積極的活用を図るとともに、河川や大阪湾の水質浄化のため下水の高度処理の実施を推進する。

有害化学物質については、平成5年3月の環境庁通達で指定されたニッケルなど25物質の要監視項目の

発生源実態調査を継続し、水道水源の水質保全を図るための排出抑制方策を検討する。

また、河川の自浄作用の向上を目指し、河川浄化事業として汚泥のしゅんせつや浄化用水導入事業及び薄層流浄化事業に加えて、多自然型川づくりによる護岸形成を行うとともに、河川愛護のイベントを実施し、河川に対する府民の理解と関心を深めてもらえるよう働きかけていく。

一方、大阪湾の水質改善については、平成8年7月策定の第4次「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」に基づきC O D汚濁負荷量総量削減のための諸対策を推進する。また、富栄養化による被害の発生を防止するため、平成8年7月策定の「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針」に基づき、窒素及び磷の排出に対する規制、指導の強化を行うなど産業排水対策及び生活排水対策を推進する。

さらに、快適な水辺環境の保全と創造を府民の日常活動から推進していくために、水質保全活動への支援や府民グループネットワークの形成など府民グループによる活動の基盤整備及び促進を図るとともに、河川、海域等の水質保全の重要性、河川愛護についての啓発等を推進する。

水源地である森林の保全による保水能力の向上等健全な水循環の再生と創造を図るための具体的な行動指針の検討を行うとともに、自然と共生する豊かな水環境など府民が求める水環境をめぐる多様な価値観を視野に入れた望ましい河川等の将来像を形成するための基本的指針を検討する。

## 第5節 地盤環境の保全

事業活動等により、これまで地盤沈下、地下水汚染及び土壤汚染等の問題が生じてきているが、これらの問題は、いったん発生すればその回復は極めて困難であり、その汚染が継続的に影響を及ぼすとともに他の環境事象へも波及する恐れがあることから、未然防止を図ることが重要である。

また、地盤沈下、地下水汚染及び土壤汚染はいずれも地表面下の問題として相互に関連していることから、一体として捉え、総合的な対策を推進していくことにより、地盤環境に係る環境保全目標を達成し、良好な地盤環境の保全を目指す必要がある。

さらに、地盤環境は地盤及び地盤を形成する土壤と地下水からなる環境資源であり、地下水のかん養機能の向上、汚染された地下水や土壤の浄化対策等により、良好に保全を図りながら貴重な資源として持続的に活用していくことも、今後望まれることである。

このような状況において、工場・事業場に対し法令による規制・指導の徹底に努めるとともに、環境監視を行うほか、府内全域の地下水の水位、水質、採取量等の基礎データを収集・解析し、地盤沈下を起こさない安全揚水量をはじめとする地盤沈下・汚染の機構の解明に関する調査・研究を実施し、地盤環境に係る総合的な地下水管理手法の検討を行い未然防止を目指す。

また、地盤の持つ保水能力を向上させ、地下水のかん養を推進させる観点から、地下水や土壤の汚染の浄化対策の検討や調査・研究を進めるとともに、有害物質による汚染状況の監視を強化するなどの諸施策を環境総合計画において体系づけ、総合的に推進する。

## 第6節 騒音・振動の防止

工場・事業場及び建設作業に関する騒音・振動の苦情とともに、鉄道等の交通による騒音・振動問題や近年の生活様式の多様化に伴う生活騒音、カラオケ騒音などの近隣騒音に関する苦情が生じている。騒音・振動問題は発生源が多種多様で、その影響は主として感覚的で、多くの場合、発生源周辺にかなり限定されているという特徴があり、その解決には、発生源対策はもとより、土地利用の適正化や社会的意識の啓発が重要な課題となっている。

工場・事業場及び建設作業について、法・条例に基づき規制・指導を徹底するとともに、拡声機、カラオケ、航空機による宣伝放送、深夜営業騒音については、条例による規制・指導を行い生活環境の保全を図る。生活騒音については、啓発活動の促進に努める。

また、新幹線鉄道及び在来線鉄道の騒音・振動については、沿線自治体と連携しながら、鉄道事業者による対策の促進に努める。

大阪国際空港周辺における航空機騒音については、発生源対策及び周辺環境対策の一層の推進を国に要望するとともに、空港と調和した街づくりを進めていくため、大阪国際空港周辺緑地（利用緑地）の早期整備に努める。また、住宅移転補償、移転跡地を活用した地区整備、防音工事に対する補助事業等の一層の推進を図っていく。

一方、関西国際空港は、平成6年9月の開港以降、逐次、飛行便数の増加をみており、今後さらに飛行便数の増加が考えられるため、航空機騒音の環境監視を継続し航空機騒音の実態把握に努める。また、関西国際空港へのアクセス特急による騒音・振動については、「南海本線・JR阪和線騒音・振動等問題協議会」の中間報告に基づく対策の促進を図るとともに、引き続き実態把握等に努める。

## 第7節 環境保健対策等の推進

環境問題の原点は、府民の生命と健康を守ることであるとの認識のもと、公害に係る健康被害の予防のための適切な対策を講じ、被害者の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染原因者負担の原則を踏まえ、救済制度等の円滑な実施に努める必要がある。

近年、科学技術の進展、消費の多様化等に伴い、生産・使用される化学物質は多種類にわたり、発生源の多様化や非意図的に生成されるものがあるなど、化学物質による環境問題への対応が新たな課題となっている。化学物質は種々の発生源から大気、水、土壤等を経由するため、その挙動も複雑であり、化学物質による環境問題への対応には、低濃度・長期暴露による健康影響の懸念と汚染の未然防止の観点から、微生物による健康問題とは別の観点から、関係機関と連携を図り、汚染の実態や挙動、影響等に関する調査研究を進めるとともに、化学物質の管理や大気、水、土壤等への排出の抑制手法を充実していく必要がある。

このような状況から、以下の施策を環境総合計画において体系づけ、総合的に推進することとした。

公害に係る健康被害の救済と予防については、大気汚染による健康影響調査を引き続き実施するとともに、大気汚染の影響による健康被害を予防するための健康被害予防事業を実施し、また、「公害健康被害

の補償等に関する法律」に基づく被認定者に対して、各種の補償給付が迅速かつ公正に行われるよう関係機関との連携を図るなど、救済制度等の円滑な実施に努める。

大気環境に係る有害物質対策については、法令に基づく規制基準の遵守徹底を指導するとともに、大気中への排出を抑制する必要がある化学物質について、「大阪府化学物質適正管理指針」（平成7年5月施行）に基づき事業者による有害化学物質の適正管理の推進を図る。

今後はさらに、大気汚染防止法の改正（平成8年5月）を受けて導入された有害大気汚染物質のモニタリングなど国の有害大気汚染物質対策と整合を図りつつ、有害大気汚染物質の排出抑制対策に努める。

水質環境に係る有害物質対策については、上水道水源の保全対策として、法令に基づく指導を行うとともに、要監視項目として環境庁が指定した25物質（平成5年3月）の発生源実態調査を行い排出抑制方法の検討を進めるほか、水道水源の水質調査を実施していく。また、農地等に散布される農薬による水質汚濁の未然防止を図るために、上水道水源地域の淀川・石川水系で水質調査を行うとともに、関係機関と協議し、農薬使用者に対し農薬の適正使用等を指導する。さらに、ゴルフ場に対して、「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」（平成2年7月策定）に基づき、低毒性農薬の使用等の指導や水質の監視を行う。特に上水道水源地域に立地するゴルフ場に対しては、改正強化した排出口での管理目標値により指導を行う。

なお、農薬については、地球的規模の食品流通が行われている大阪府下の食品の安全性の確保の観点から、食品中残留農薬のモニタリングシステムの開発を進める。

地下水及び土壌については、地下水質や土壤汚染の状況を把握するとともに、有害物質を含む汚水等の地下浸透を禁止するなど、汚染の未然防止を図る。また、汚染が判明した地下水については原因究明調査をし、汚染者の特定と共に地下水の浄化を図る。

廃棄物については、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物を生ずる事業者に処理実績報告書を定期的に提出させることにより、排出、処理の実態を把握し、排出抑制及び適正管理の指導の徹底を図る。

また、マイクロエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジー産業を中心とする昨今の製品には多種類の化学物質が取り扱われることから、化学物質のデータベース化、プライオリティーリストの作成、環境調査、リスクアセスメント・マネジメント手法の検討等を行い、各関係機関と連携して多種多様な化学物質に対し包括的に対応できる体制を構築するよう努める。また、新規化学物質の測定法の開発及びその適用性の検討を行い、公的試験研究機関等の間での汎用性のある測定法を確立する。

さらに、良好な住居環境の創出に努めるため、建築基準法及び大阪府建築基準法施行条例の適正な運用により、建築物等が生じる日影の規制を行うこととする。

## 第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

府内の自然是府民にとって多様でかけがえのない貴重な財産であり、生態系をはじめ自然が有する種々のシステムが良好に維持されることによって、その豊かな恵みを受けることができる。このため、自然環境の保全や創造を進め、自然の一員としての責任を果たすことにより、自然との共生を図り、現在及び将来の府民がその豊かな自然の恵みを引き続き受けられるよう、環境総合計画に示す施策の大綱に沿って、以下の課題の解決に向けて施策を推進していく。

### 第1節 生態系の多様性の確保

府域には、シカ、ニホンザルなど約30種の獣類、約270種の野鳥をはじめ、特別天然記念物として指定されているオオサンショウウオや天然記念物のアユモドキやイタセンパラといった野生動植物が生息している。

このような状況に対して、府域の野生動植物の多様性を調査し、貴重種の保護増殖を進めるとともに、府域の森林や公園、河川など野生生物の生息・生育空間としてのビオトープ・営巣地を確保するほか、採餌や繁殖のための交流が行えるよう連続性に配慮した水と緑のネットワークの形成といった施策を環境総合計画に体系づけ、総合的に展開することとした。

今後は、府域における野生動植物の分布、生息・生育状況等を把握するとともに、その結果を踏まえ、府域の希少な野生動植物の保護のあり方を検討する。また、「環境と共生する港湾（エコポート）」を目指した人工干潟、底質改善、親水緑地などの総合的な港湾環境の整備により海域生物の生息空間の保全・創造を進めるほか、多自然型川づくり等の生態系に配慮した川づくり、など野生動植物の生息・生育空間の環境を保全・回復する。

### 第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用

府域には、原生的な自然是極めて少ないものの、和泉葛城山のブナ林など貴重な自然を含む府域周辺部の優れた自然環境や、自然干潟や岩礁などの自然海岸がまだなお残されている。しかしながら、農林業従事者の高齢化などにより、林業等の生産活動を通じた山林資源の維持・管理が困難になってきている。

このような状況に対して、和泉葛城山のブナ林、大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域などの学術的価値の高い貴重な自然を保全するために、法令に基づき自然環境の改変等を規制し、必要に応じ、土地の買取り等の保全措置を講じるなど、その地域の特性にあった保全を進めるとともに、市街地緑化の推進、自然海浜保全地区の保全と適正な利用の促進、河川・ため池周辺の水辺の生態系の保全・再生などの施策を環境総合計画に体系づけ、自然環境の保全等に向けた取組を総合的・多角的に推進することとした。

今後は、平成8年10月に国定公園の拡大指定が行われた金剛生駒紀泉国定公園の和泉葛城山系において、ブナ林周辺地域で保全・防火対策並びに適正利用を誘導するための施設整備などを実施する。また、大阪

府域の周辺部の森林について、さらに自然度の高い自然の調査、把握を行い、自然環境保全地域、緑地環境保全地域の指定・拡大に努めるとともに、市町村との連携による緑地保全地区の指定拡大などにより、優れた自然環境の保全と活用を図りつつ、自然環境保全指導員の巡回活動に資する研修会の開催などを適宜行い、監視・指導体制の強化を図る。

また、関係市の周辺整備計画と一体的に砂防施設の整備を進める一方、市街地が山麓部まで展開する生駒山麓において、土砂災害に対する安全性を高めつつ、緑豊かな都市環境と景観を創出することを目的とした生駒山系グリーンベルト構想を策定する。

また、水辺環境の整備に当たって、河川については、多自然型川づくりや魚にやさしい川づくり等の生態系に配慮した川づくりを進めるため、河川空間に棲む生物の実態を調査、把握し、浄化用水の導入や浄化しゅんせつを行う。特に、大和川については、平成8年11月の「大和川水環境サミット」の「共同声明」の内容を受け、産業系、生活系両面からの水質改善を図るとともに、建設省や奈良県、流域市町村と協力し、「クリーンキャンペーン」をはじめとする各種啓発事業を実施する。

さらに、大阪湾沿岸においても、きれいな水、生態系の保全・再生を図るため、覆砂による水産資源の育成の場の創出と、漁礁の設置などつくり育てる漁業を振興するとともに、自然調和型護岸の整備を促進する。また、河川や海へのゴミの不法投棄等について広く府民に対して啓発する。

### 第3節 自然とふれあう場と機会づくり

近年、自然の持つ教育的機能が見直されてきており、身近に自然とふれあえる場として、あるいは府民が憩い、やすらぐことのできるレクリエーションや文化活動の場として、これらの機能を十分に活かすことのできる周辺山系の森林を中心とした緑や身近な緑地空間の保全・整備が求められている。

このような状況から、府民の森等の自然公園施設の充実、府民の森をはじめとする森林利用拠点と東海自然歩道、生駒縦走歩道、ダイヤモンドトレールといった既存の長距離自然歩道とをネットワーク化し、周辺山系を環状に結ぶ「環状自然歩道」の整備、さらにこれらと市街地部の緑道等との連携による「自然とのふれあいネットワーク」の形成を促進するほか、府民に森林・林業の知識と理解を深める場として、体験林業や木工教室といった体験学習の場の整備、植林作業や間伐作業等の林業の体験の機会の提供といった施策を環境総合計画に体系づけ、自然とのふれあいの場や機会をより多く提供することとした。

今後は、和泉葛城山系まで区域が拡大された金剛生駒紀泉国定公園の公園利用計画に基づき、和泉葛城山系の豊かな自然の保全・活用を図るため、和泉葛城山自然景観修復事業、紀泉ふれあい自然塾整備事業、近畿自然歩道整備事業などを実施する。

また、新たに基本計画を策定し、泉州地区において環状自然歩道の整備を図っていくとともに、自然環境に対する理解を深めることのできるような自然情報発信拠点をちはや園地を含む金剛山頂一帯において整備する。

河川においては、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る必要のある河川を「ふるさとの川整備河川」として整備し、また、自然環境に配慮しながら遊歩道や広場階段護岸の整備などを進めるとともに、イベントの開催等を通じて府民に水辺環境の保全・資源保護の重

要性を啓発・普及する。

さらに、年々増大する海岸のゴミに対し、より一層の海岸愛護及び海岸美化の啓発によるモラルの向上を図る。

#### 第4節 自然環境の保全・創造のための活動の推進

府においても、ナショナルトラスト運動が展開されており、良好な自然環境の保全と身近な緑の充実を図る活動が進められている。

このような状況から、（財）大阪みどりのトラスト協会と連携して、新たなトラストの候補地の調査を進めるほか、公共施設や住民による民間施設の緑化の支援を環境総合計画に体系づけ、府民参加のシステムづくりをすすめるとともに、都市アメニティの向上を図ることとしている。

今後は、自然環境に関する教育のより効果的な教育メニュー等の研究を進め、自然環境保全指導員の巡視活動に資する研修会の開催、みどりに関するより高度なボランティアとしてのみどりすとの養成、緑の少年団の拡大により、自主的な活動を促進する人材の養成を促進する。

また、啓発冊子の配付先の工夫などより効果的なみどり施策の発信に努め、さらに、インターネット等多様な情報チャンネルを活用した自然環境に関する情報の収集・提供に努める。

## 第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

都市が経済的にも文化的にも活気にあふれる場所であり続け、人々を引きつける魅力をもち、人々が集まる賑わいそのものが都市の魅力をさらに増幅させるという、賑わいに満ちた都市空間を創りだすためには、都市に潤いや安らぎを持たせ、都市景観の向上を図るとともに、歴史的文化的遺産を保全し、その活用を図ることなど文化を演出する多彩な空間を創出することが必要である。

このため、「新たな都市空間の創出に関する取組」として、潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全及び活用による歴史的文化的環境の形成が図られるよう、環境総合計画に示す施策の大綱に沿って、以下の課題の解決に向けて施策を推進していく。

### 第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成

府民の価値観の多様化や21世紀初頭に迎える超高齢化社会に対応するため、公園・緑地、街路樹、親水空間の効率的な整備など、まちの顔となるみどりを、機会をとらえて整備していく必要がある。

このような状況に対して、府営公園を緑のネットワークの拠点とした公共的な緑地の整備を行うとともに、緑地協定による民有緑地の保全等を含めて、地域の状況に応じた多様な緑地の整備を進める。また、広場の整備や、治水・利水との整合を図りつつ行う、親水性を高める水辺の施設整備などの施策を環境総合計画に体系づけ、府民、事業者、行政、地域コミュニティがそれぞれの立場で連携して、都市空間にゆとりを与える施策の展開を図ることとした。

今後はさらに、市町村の公園事業、特に防災上必要な地域の公園整備事業に対し積極的に補助を行うとともに、緑化計画の作成から樹木の植栽、管理指導までを実施する「大阪府緑化支援隊」の活動を通じて着実な施設緑化の推進を図り、府立高等学校や府営住宅等の公共施設の緑化、並びに民間施設の緑化の推進、公園・緑地や街路樹の整備等を積極的に行う。また、ふるさとの川整備事業、河川再生事業、スーパータイプ防整備事業等を実施することにより、潤いと安らぎのある、人にやさしい水辺空間の創出を図っていくとともに、下水道施設については、府民に親しまれる施設となるよう、下水処理場やポンプ場内の修景整備を行う。

さらに、府営港湾において、内外に開かれた国際的規模の文化・交流などの世界都市機能の集積を図るとともに、沿岸域での新たな活動を支える商業・業務等の都市サービス機能の導入を図る。

なお、公園・緑地や水辺、歩道や広場など、日常には憩いの場となるアメニティ空間の整備に当たっては、防災や福祉のまちづくりの観点から、高齢者や障害者、子供など、誰もが利用しやすく、災害時には避難地や延焼防止空間、避難路などとなるよう総合的な環境づくりを進める。

### 第2節 美しい景観の形成

美しい景観づくりを進め、「大阪府都市景観ビジョン」を実現するためには、府民、事業者、行政の役割分担を明確にするとともに、美しい大阪を形成するルールを策定し、府民等の意識の啓発が必要である。

このような状況から、大規模プロジェクトや道路、公共建築物などまちなみの骨格となる施設の整備に当たっては、既存法令や景観形成ガイドライン等により、地域の特性を活かした美しい景観の形成を図るとともに、景観を阻害する行為の抑制や景観づくりに取り組む自主的な活動の支援などの施策を環境総合計画に体系づけ、総合的に展開することとした。

今後は、広域行政からみた景観づくりを体系づけ、「大阪都市景観ビジョン」で示された方針・計画を制度的に担保するため、よりよい都市景観形成の誘導方策として景観条例の制定等を検討する。

また、府民・事業者・行政の協働による美しい世界都市大阪の実現のため、「大阪美しい景観づくり推進会議」を核として、景観づくりに取り組んでいる団体の連携を強化していくとともに、まちづくり功労者の表彰やイベント等の啓発事業により、美しい景観づくりに対する府民の意識高揚を図る。

### 第3節 歴史的文化的環境の形成

大阪には、古代から現代にいたるまでの歴史的文化的遺産の象徴ともいえるものが点在しており、地域の特色となるこれらの歴史的文化的雰囲気が保全・再生されるよう配慮する必要がある。

このような状況から、法令に基づく規制・指導を行い、歴史的文化的雰囲気を残しながら、将来も、安全で快適に住み続けられるよう配慮し、地域住民の合意や協力を得て歴史的まちなみの保全・整備を促進するとともに、歴史的文化的環境の保全と活用についての府民の創意工夫を支援する施策を環境総合計画に体系づけ、総合的に展開することとした。

今後はさらに、歴史・文化に対する多様化する府民のニーズを適切にくみ取り、博物館の展示やイベント開催により、大阪の風土や歴史、文化について身近にふれあえる機会の提供及び啓発に努めるとともに、市町村郷土資料館への支援を行うなど文化財の保全・活用方策について検討する。

## 第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

地球環境問題は、人類の生存基盤に関わるものとして、国際社会全体が協力して取り組むべき重要な課題である。地球環境を保全しつつ持続的な発展が可能な社会の実現を図るために、府民の日常生活や社会経済活動が環境への負荷の要因となっているという認識の下に、環境への配慮が十分になされる地域社会の構築を目指す必要がある。

また、世界のG N P の 1 % を占め、先進国一国にも匹敵する経済規模を有する府の立場から、これまでの公害防止に関するノウハウ等の蓄積を踏まえ、海外への技術移転など、地球環境問題への積極的な国際貢献が必要である。

このため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費抑制や循環的な利用等が徹底される社会の構築及び環境の保全に関する技術等の蓄積の活用等を図ることにより、地球環境保全に資する環境にやさしい社会が創造されるよう、環境総合計画に示す施策の大綱に沿って、以下の課題の解決に向けて、諸施策を推進していく。

### 第1節 地球環境保全に資する取組の推進

地球規模の環境問題であっても、その原因や解決策は一人ひとりの生活に直結しているものが多く、地球規模で考え、足元から行動するという地域に根ざした取組を進める必要がある。身近な環境を守ることが地球環境の保全につながるという認識に立って、行政、事業者、府民及び民間団体等のすべての主体がそれぞれの立場に応じた役割の理解を深め、その責務において自ら又は協働により、自主的かつ積極的な実践活動に取り組むことが重要である。

このような状況から、すべての主体の協働による行動の推進のために、府、市町村、事業者、民間団体等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」によって策定した「地球環境保全行動指針」の普及啓発に努めるとともに、行動指針の具体化を図るために毎年見直し、策定する大阪府版ローカルアジェンダ21「豊かな環境づくり大阪行動計画」に基づいた実践活動を展開していく。

活動拠点づくりの一環として、民間企業の協力のもとに環境にやさしい行動を府民に促す場を提供している「環境ふれあいひろば」が民間企業の自主的な取組として継続的に設置されるよう、事業者に対するPRや広報等の支援策について、府民会議との協力も含めて検討する。

また、地球環境問題への取組の推進のために、地球温暖化対策については、特に平成9年12月に京都で開催される「気候変動防止枠組条約第3回締結国会議」に向けて重点的に取り組む必要がある。諸施策の進捗状況と温室効果ガスの排出状況を把握することによって、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」(平成7年3月策定)の適正な進行管理を行うとともに、シンポジウムの開催や行動指針の推進によって府民の理解を深め、ライフスタイルの変革を図る。

オゾン層保護対策については、平成7年末の特定フロンの生産全廃を契機としたフロン回収等の促進についての啓発・指導や市町村への支援、フロン回収の実施及びフロン回収率の向上について、市町村、関係業界に強く働きかける。また、より正確な濃度レベル把握のための調査を継続し、大気中での挙動を把

握するとともに、関係業界、行政、学識経験者等で構成される「大阪府フロン対策協議会」においてオゾン層保護対策のための適切なフロン回収・処理システム構築に向けての検討を進める。さらに、特定フロン全廃により使用量増加が見込まれる代替フロンについてもモニタリングを行う。

酸性雨対策については、メカニズムの解明のため、広域実態調査や生駒山等における環境解析調査を行い、環境の酸性化及び生態系影響防止について、関係機関と連携して調査研究を行うとともに、酸性雨の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制するため、引き続き大気汚染防止法等に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、地域冷暖房システムの導入、クリーンエネルギーへの転換などを促進する。森林、特に熱帯林の保全については、地球環境保全の立場から府域の森林の保全を図るとともに、国際協力を推進するため、熱帯地域を中心とした森林の保全・再生について、これまで長年にわたり培われてきた治山、森林造成、緑化などに関する技術を活かせるよう検討する。また、針葉樹複合合板型枠を使用する工事を拡大するなど熱帯木材の使用抑制に努める。

開発途上国等に対する環境協力の推進のために、国際機関への支援として、開発途上国等の環境問題を解決するために設置された国連機関である「U N E P（国連環境計画）国際環境技術センター（大阪）」の支援、瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域の環境保全等を目的とする「国際エメックスセンター」の支援及び地球環境保全に関する国際的な自治体ネットワークである「国際環境自治体協議会（I C L E I）」との連携を図る。

国際技術協力の推進としては、地球環境問題に対する積極的な国際貢献として、かつて高度経済成長の過程で生じた深刻な公害を克服した府の環境保全技術や公害防止施策のノウハウ、環境モニタリング手法等を開発途上国等に移転するため、対象地域の実情を踏まえながら、海外友好交流先をはじめ、広く海外から研修生の受け入れや職員の派遣等を行うとともに、J I C A（国際協力事業団）との連携による技術研修を実施する。また、関西の自治体・経済界と連携して、「A P E C 環境技術交流促進事業」を通じて本府が蓄積してきた環境技術情報の発信等を図る。また、海外での活用が容易に図れる形態で環境技術情報のデータベース化を進め、インターネットを通じて提供するなど、国際的な情報ネットワークへ参加し、環境保全情報の受発信を図る。

地球環境問題の解決に向け、環境の状況を把握し、環境の変化の機構を解明するとともに、環境保全に関する適切な施策を策定するためには、所要の調査研究、監視・観測等を的確に行うことが必要であることから、研究体制の整備として、公害監視センター内に「地球環境問題研究会」を設置し、情報収集、課題検討等を行うとともに、府立の大学や研究機関をはじめ、国又は他の公共団体や「（財）地球環境産業技術研究機構」などの民間の研究機関等との連携を図っていく。

## 第2節 環境に優しい地域づくり

健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムを見直し、府民・事業者・行政が一体となってエネルギー消費の抑制や環境への負荷の少ないエネルギーの利用を進め、廃棄よりも再使用、再生利用を第一に考えるリサイクル社会を構築していくなければならない。

このような状況に対して、省資源・省エネルギーの取組の推進については、オフィスにおける省エネルギー行動の実践効果を把握し、家庭・オフィスを対象とした「地球温暖化防止行動ガイドライン」を策定するとともに、消費者啓発や研修会等を通じて府民の省資源・省エネルギーに対する理解と協力を呼びかけ、省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立をめざす。

環境共生型エネルギーの利用促進としては、ほぼ実用段階に達した太陽光発電システム・太陽熱利用の設置可能性や環境負荷低減効果、経済面の把握等について検討を行い、公共施設等への普及、導入をはじめとして、事業者に対し、総合的なエネルギー効率の高いシステムや環境への負荷の少ない新エネルギーの普及促進を図るとともに、ごみ焼却熱や工場等からの余熱・廃熱などの未利用エネルギーの有効利用を図るほか、地域冷暖房システム等の導入を促進する。また、府営住宅において、自然エネルギーの活用及び高断熱化などによる省資源・省エネルギー化を図った環境にやさしい住まい（環境共生住宅）づくりをこれまでの実績、コスト及びその効果等について十分検討を加え、推進に努めていく。

今後、府下における省資源・省エネルギーの導入効果、地域特性に応じた自然エネルギーや未利用エネルギー活用方策等を踏まえた「エコエネルギー都市・大阪計画」を策定し、環境負荷の少ない循環型システムへの変革を目指す。

廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進としては、事業者・住民・行政の果たすべき役割と具体的な行動を取りまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」及び事業者責任の原則のもと、排出管理・減量化・適正管理を基本目標とする「大阪府産業廃棄物管理計画」に基づく廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理等の推進や、建設副産物、浄水処理過程で発生する汚泥（水道残渣）や流域下水道から発生する処理水・汚泥などのリサイクルを行う。また、府有建築物の建設工事について、「建設副産物等リサイクル推進要領」（平成9年3月策定）に基づき、建設副産物等のリサイクルを推進していくとともに環境共生建築技術の府有施設への導入を図る。

経済的手段による環境負荷の低減としては、公害防止設備及び低公害車等の購入に係る資金を自力で調達することが困難な中小企業に対して、費用の融資、利子補給又は設備のリース等を進める。また、ごみ処理費用について、適正負担のあり方等の調査、検討を行う。

環境にやさしい地域の基盤整備としては、都市のヒートアイランド現象を緩和するため、緑と水の保全と創出として、公園・緑地及び道路等の公共施設についての緑化を推進し、市街地の大部分を占める民間施設についての緑化を支援及び意識啓発等により促進する。河川整備を行う上で、生き物にやさしく自然環境に配慮した水辺空間の創出に努め、ため池については親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等を整備し、水と緑に包まれたオアシス空間として整備していく。また、二酸化炭素の吸収源である森林の適切な保全管理及び造成事業を推進する。

都市構造、都市基盤の整備としては、人や物の移動の過程で発生する環境への負荷を低減するため、官公庁における低公害車の率先導入や燃料供給施設の計画的整備を図り、民間分野における低公害車の大量普及を促す。物流・人流・交通流対策等の環境への負荷の少ない交通体系の形成など都市基盤の整備のため、現在のニーズに適合した物流拠点のリニューアル計画を具体化し、適正配置することによって貨物輸送の効率向上を促進し、公共輸送機関の整備、充実のため、モノレールの整備や地下鉄の延伸に対する補助を行う。環境情報の効率的な利用を推進するため、環境情報システムの更新を行い、インターネットに

接続するなど、情報ネットワークの整備を推進する。

また、府民の自主的な行動による「ノーマイカーデー運動」を推進するため、より多くの府民が運動の趣旨を理解し、行動に移れるよう、効果的な広報啓発に努める。

さらに、「環境にやさしい大阪府庁行動計画」に基づき、府の施設及び事業等について、地球環境保全の観点から、省資源、省エネルギー・リサイクルの推進、新エネルギーの導入、自然エネルギー・未利用エネルギーの活用及び緑と水の保全と創出などについて検討し、実施に努める。